

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を下記のとおり指定する。

区域の範囲を表示した図面等は、旭川市環境部環境指導課において一般の閲覧に供する。

平成29年3月17日

旭川市長 西川 将



記

- 1 要措置区域として指定する区域の所在地
旭川市4条通23丁目426番1（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
シス-1,2-ジクロロエチレン，テトラクロロエチレン，トリクロロエチレン
- 3 当該要措置区域において講ずべき指示措置
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

（担当）

環境部環境指導課水・大気環境係

電 話 25-6369